

## 石川県広域データ連携基盤（IDCP）の管理・運営に係る協議会設置要綱

### （目的）

第一条 石川県（以下「県」という。）は、石川県広域データ連携基盤（IDCP）（以下「IDCP」という。）の運用に係るデータガバナンスにおいて客観性・妥当性を確保するために、サービス、セキュリティ、法務や倫理的・法的・社会的課題（ELSI）（以下「ELSI」という。）等の様々な専門家の意見を聴くことを目的として、「石川県広域データ連携基盤（IDCP）の管理・運営に係る協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （検討事項）

第二条 協議会では、次の事項について意見交換する。

- 1 プライバシーコンテンツ制作に関すること
- 2 プライバシーインパクトアセスメントの実装に関すること
- 3 IDCP のガバナンス拡充に関すること
- 4 ガバナンスドキュメント改定に関すること
- 5 セキュリティ検討（セキュリティ・バイ・デザイン）に関すること
- 6 その他、IDCP のガバナンスに関して必要な事項

### （組織）

第三条 協議会は、別表に掲げるサービス、セキュリティ、法務や ELSI 等に関して優れた識見を有する者で構成する。なお、県内市町には、都度情報共有を図るとともに、各市町が会議参加を希望する場合には、適宜参加可能とする。

### （運営方法）

第四条 協議会の会議は県が招集し開催する。

- 二 協議会に座長を置き、座長は委員の互選により定める。
- 三 座長は、会議の議事を進行する。
- 四 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 五 県が必要と認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求めることができる。
- 六 会議については、石川県情報公開条例第七条第三項及び五項に該当するため、非公開とする。

### （報償費）

第五条 委員の報償費の額は、拘束 1 時間につき 6,300 円とする。

(費用弁償)

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和二十九年石川県条例第四号)の規定による九級以下の職務にある者の額相当額とする。

(守秘義務)

第七条 委員は、会議等の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第八条 協議会の事務局を石川県デジタル推進監室に置く。

(その他)

第九条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

別表

石川県広域データ連携基盤（IDCP）の管理・運営に係る協議会  
委 員 名 簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名
板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
蟹 忠晴	北陸総合通信局 情報通信部情報通信振興課長
高橋 克巳	NTT 社会情報研究所 主席研究員
長谷川 昌志	中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局地域経済産業課長
福島 健一郎	共助のビジネスモデル検討協議会長
三宅 博文	石川県参事